

第3次熊取町人権行政推進大綱

2025（令和7）年3月

熊 取 町

目 次

1. 策定の経緯	1
2. 人権問題の現状	2
3. 大綱の性格	3
4. 基本理念	4
5. 基本的方向	4
6. 推進にあたって	5

1. 策定の経緯

熊取町では、1972（昭和 47）年に町内自治会や各種団体の協力を得て、熊取町解放教育推進協議会（後に熊取町人権啓発推進協議会を経て現在は熊取町人権協会）を設置し、町民と行政が一体となり、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題への取り組みが始まりました。特に、1975(昭和 50)年からスタートした人権啓発地域映画会は、地域に根差した草の根活動として大きな成果を上げ、2021（令和 3）年度（コロナ禍による）以降始まった「ふれ愛映画会」、「人権地域映画会」の基礎となっています。

また、1979(昭和 54)年に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、1995(平成 7)年には、「法の下での平等」を定める日本国憲法と世界人権宣言を基本理念として、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とする「人権擁護条例」を施行しました。そして、「熊取町新総合計画」に基づく施策を人権尊重の理念のもと全庁的に推進していくため、その指針となる「熊取町人権行政推進大綱」（以下「本大綱」という。）を 1998（平成 10）年に、本大綱を具体化するための「熊取町人権行政推進プラン」（以下「プラン」という。）を 2001（平成 13）年に策定しました。その後、さまざまな人権課題に対応するために 2003（平成 15）年および 2017（平成 29）年に本大綱の改訂を行ったところです。

さらに、社会情勢の変化や多様化する人権問題に対応するため、第 3 次大綱の策定を行います。

2. 人権問題の現状

1948（昭和 23）年、世界人権宣言が採択されて以来、国際社会では、国連を中心に人権に関する多くの宣言や条約が採択・制定され、国家を越えた人類共通の課題としての人権保障への努力が積み重ねられています。

しかし、一方では依然として世界各地で地域紛争やテロ行為により多くの方が犠牲となっています。国内においても、未だ女性、子ども、高齢者及び障がい者といった社会的弱者といわれる人たちの生命や身体の安全に関わる重大な事件や、偏見からくる不当な差別などの人権侵害が存在しています。

また、わが国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和 40）年に出された同和対策審議会答申において、「同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題である。」との基本認識が明確にされるとともに、「問題の解決は焦眉の急を要するものであり」と記載されています。その後、1969（昭和 44）年の同和対策事業特別措置法の制定によって、住宅の改良や道路の整備などにより生活環境は改善されました。

しかし、婚姻時や住宅取得時などに関しては、同和地区に対する忌避意識が未だ存在し、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展にともなって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、2016（平成 28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。「部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」と明記されるとともに、相談体制の充実や必要な教育及び啓発を行うことが求められています。

また、国内では他にも女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、L G B T などに関わる様々な人権問題が存在しています。国・府においては、これらの問題

に直面する人たちの人権を具体的に保障するため、それぞれの問題に対応する個別の法律などの整備が進められてきました。

本町においても「男女共同参画推進条例」、「子どもの権利に関する条例」などの必要な条例を施行し、様々な施策により対応してきましたが、社会情勢の変化により新たな人権課題への対応が求められています。

さらに、インターネット上でみられる人権侵害やヘイトスピーチ、性的マイノリティを取り巻く問題など、新たな人権課題も顕在化してきました。これらの人権課題に対する教育・啓発活動や相談・支援体制の充実など、より一層の取り組みの強化が求められています。

3. 大綱の性格

本大綱は、本町のまちづくりに関する各種計画と密接な関連を持ったものであり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本町が人権施策を総合的に推進するためのもので、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や大阪府の「人権施策推進基本方針」などと整合性を図るとともに、本町における男女共同参画、子ども、高齢者、障がい者等に関する分野別計画との相互連携を図っています。

本大綱は社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

なお、教育分野における人権教育については、熊取町教育委員会において「熊取町人権教育基本方針」「熊取町人権教育推進プラン」が別途定められています。

4. 基本理念

本町においては、これまで町政運営の重要な柱の一つとして、人権を尊重したまちづくりに努めてきており、すべての人の基本的人権が保障された差別のない社会の実現に向けて、人権啓発及び人権教育を積極的に推進してきました。さらに、「人権擁護条例」では、その目的を「人間の尊厳が侵されることなく何人も基本的人権が真に保障されるよう、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与すること」と規定しています。

このようなことから、本町が進める人権施策は、

町民一人ひとりの参加による 差別のない明るく住みよいまちの実現

を基本理念とします。

5. 基本的方向

本大綱の基本理念の実現のため、町民一人ひとりが、相手を思いやり、お互いの違いを認め合うとともに、誤った認識、偏見及び思い込みをなくし、人権を尊重する意識を高めていく必要があります。

また、部落差別をはじめ、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった

者から振るわれる暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）や高齢者、子ども及び障がい者に対する虐待、LGBTや外国人に対する偏見による差別など人権侵害の事象は多様かつ深刻です。これらの人権侵害事象に対応するためには、防止・早期発見に努めるとともに、さらなる啓発と相談体制等の充実がますます重要です。

本町においては、熊取町人権協会と連携して人権啓発事業や相談事業などの事業や、それぞれの人権課題に応じて個別に策定された方針・計画などに基づいてさまざまな施策を実施しており、あらゆる場を通じて町民の一人ひとりの自主的な意識の改革を促す人権啓発や人権教育に取り組み、人権意識の高揚を図ります。

また、人権侵害を受けた、または受けるおそれのある場合には、関係機関との連携を図りながら心理的な援助だけでなく、個別施策の活用などによる相談者の自立や自己実現を支援することができるよう相談・支援体制の充実を図ります。

この基本的方向に基づき、複雑・多様化する各分野の具体的な課題と施策の基本方針については「熊取町人権行政推進プラン」で示します。

6. 推進にあたって

（１）庁内体制の充実

本町における人権施策をさらに充実していくためには、各部局が協力しながら、施策を推進していく必要があります。関係各課と緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

また、人権行政の推進にあたっては、職員は人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、確かな人権感覚を身につける必要があります。そのため、引き続き体系的な人権研修などを実施します。

(2) 国、府及び近隣自治体との連携

人権施策を効果的に推進するためには、国、大阪府及び近隣自治体との連携が必要不可欠です。これら関係機関と連携・協力し、行政区域を越えて発生する人権問題や人権課題に適切に対応するとともに、人権施策に関する情報の交換や共有化を図ります。

(3) 町民・関係団体等との連携

協働のまちづくりが求められている中、基本理念の実現のためには、行政だけでなく、町民、町内の各種団体や事業所などの自主的、かつ、主体的な活動が必要不可欠です。今後も、複雑・多様化する人権課題を解決するためにも、熊取町人権協会をはじめとする関係団体と連携した取り組みを進めます。

熊取町人權行政推進大綱策定經過

- 1998（平成10）年12月・・・・策定
- 2003（平成15）年3月・・・・改訂
- 2017（平成29）年5月・・・・第2次改訂
- 2025（令和7）年3月・・・・第3次改訂

第3次熊取町人権行政推進大綱

発行：2025（令和7）年3月

編集：熊取町総務部人権・女性活躍推進課

〒590-0495

大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番1号

電話：072-452-1004（直通）